

マイナンバーカード専用 夜間休日窓口開設 新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、夜間や休日であれば窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

2月	7日（水）	17：15～19：15
	17日（土）	8：30～12：00
3月	6日（水）	17：15～19：15
	31日（日）	8：30～17：15

【場 所】 役場本庁舎2階 町民課窓口

【取扱業務】

- (1) マイナンバーカードの申請・受け取り
- (2) 電子証明書の更新・発行 など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)
～裏面もご覧ください～



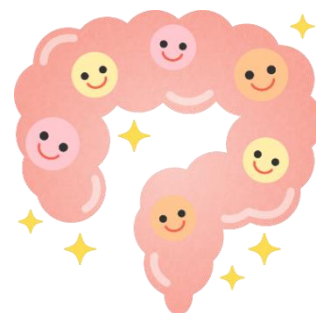
「おなか元気教室(大人版)」に参加しませんか！！

～腸は、第2の脳といわれるほど複雑で重要な働きをしています～

腸は小腸と大腸に分かれ、小腸では食べ物が「消化・吸収」され、大腸では水分が「吸収」された後に、老廃物は「便」として排泄します。

また、腸には多くの「免疫細胞」が存在しているといわれています。腸の働きを知って「いきいき健康生活」を始めてみませんか。

本事業は、健康長寿への社会貢献のため、「神奈川県公共型未病センター健康支援プログラム」の一環として、小田原ヤクルト販売（株）の協力により実施するものです。



【日 時】 2月27日（火）14:15～15:30

【場 所】 仙石原文化センター 第1会議室

【内 容】 講演
テーマ「いきいき元気は、腸の働きから」

【講 師】 茂木 信之 氏（小田原ヤクルト販売（株）健康管理士）

【対 象 者】 町内在住の方


【定 員】 35人（先着順）

【申込期限】 2月14日（水）

【申込方法】 電話で申し込んでください。

【そ の 他】 本事業は、高齢者の集いの場である「きんとき寄せ木サロン」と共催で行います。

申込・照会先 保険健康課健康推進係（さくら館） 電話（85）0800

 さくら館に「未病コーナー」を設置しています！！

脳年齢・血管年齢・骨の健康度・足裏重心バランスなどの健康機器で、簡単に、短時間で健康チェックができます。健康教室や健康レシビの紹介など、未病に関する情報コーナーもありますので、お気軽にお立ち寄りください。

★ さくら館1階 ・ 平日（8：30～17：00）

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和6年1月25日発行】

令和6年能登半島地震災害義援金の受付について

令和6年1月1日以降に能登半島で発生した地震災害により、多くの被災者が出ている現状にあります。

町では、広く町民の方々に募金を呼びかけ、支援を行います。皆さんの温かい支援とご協力をお願いします。

なお、皆さんから寄せられた義援金は、日本赤十字社神奈川県支部を經由して被災地に送られます。

【受付期間】

令和6年12月27日（金）まで

（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

※各所の開庁時間、各施設の営業時間内で受付します。

【受付方法】

（1）募金箱による受付

以下の14か所で行います。

- ・福祉課
- ・温泉出張所
- ・宮城野出張所
- ・仙石原出張所
- ・箱根出張所
- ・町民課窓口係
- ・総合保健福祉センターさくら館
- ・郷土資料館
- ・社会教育センター
- ・箱根関所
- ・箱根ジオミュージアム
- ・森のふれあい館
- ・箱根湿生花園
- ・老人福祉センターやまなみ荘

（2）窓口による受付

高額な義援金や、領収証を必要とする場合は、以下の5か所で行います。

- ・福祉課
- ・温泉出張所
- ・宮城野出張所
- ・仙石原出張所
- ・箱根出張所

※領収証が必要な方は、義援金を募金箱に投函せず、窓口で申し出てください。

【その他】

町では「〇〇地域へ寄付したい」等、特定の地域を限定した義援金の受付は出来ません。義援金の詳細、郵便局・銀行から直接寄付（振込）、地域を限定した寄付をしたい方は、日本赤十字社「令和6年能登半島地震災害義援金」のホームページをご確認ください。

照会先 福祉課地域福祉係 電話（85）7790



防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報伝達試験の実施について

地震・津波や武力攻撃などの事態に際し、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな手段を用いて確実に住民の皆さんに伝えるために情報伝達試験を実施します。

試験ですので、間違えないよう注意してください。

【実施日時】

2月9日（金）11時

【内容】

防災行政無線、町ホームページ、町メールマガジン、tvkデータ放送を用いた情報伝達試験

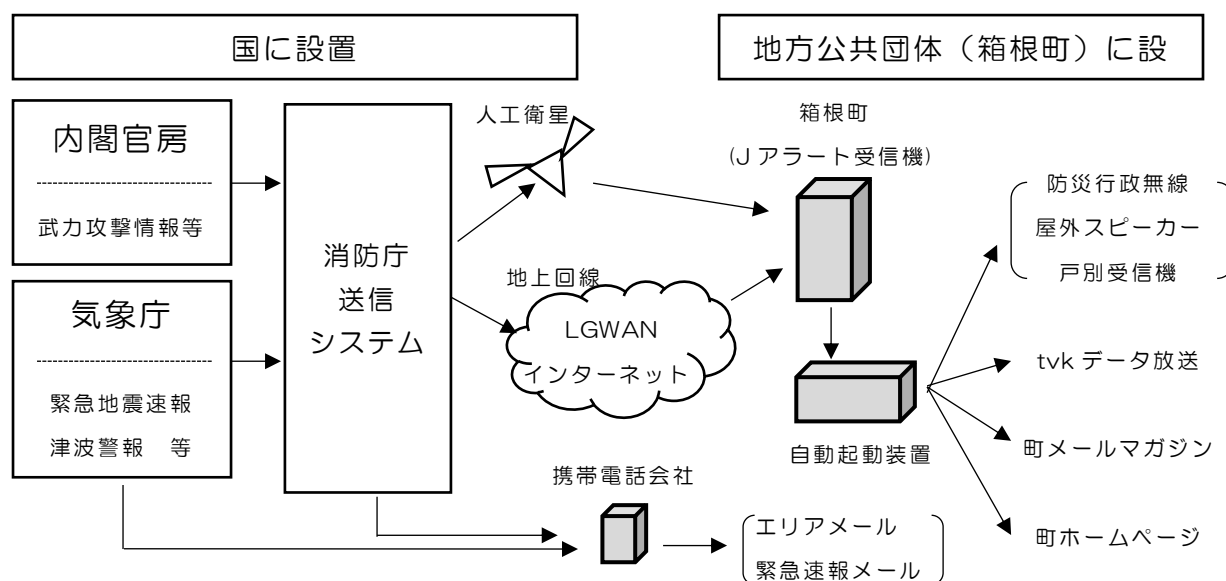
【放送内容】

〈上り音チャイム〉これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。これはＪアラートのテストです。こちらはぼうさいはこねです。〈下り音チャイム〉

【その他】

気象状況などによっては中止となることがあります。

Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。



照会先 総務防災課防災対策室 電話（85）9561

木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅(昭和56年5月31日以前建築の木造住宅)の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断(町補助制度あり)を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建築された木造で平屋・2階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：2月20日(火) 13時30分～15時30分

場所：社会教育センター 第1会議室

*相談時間は1棟につきおおむね1時間です。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者はマスクの着用をお願いします。

*上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

【申込方法・期限】

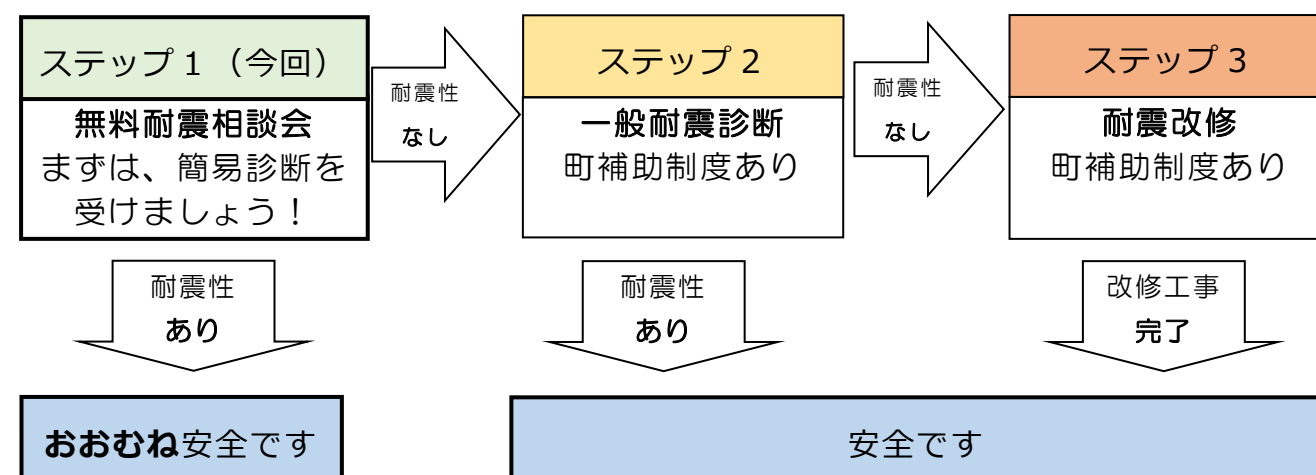
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：2月16日(金) 12:00 完全予約制

○相談会には、建築年や建物の概要が分かるもの(建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など)を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和56年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準(*)が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度7を観測した令和6年能登半島地震では多くの建物が倒壊し、石川県内で実施した応急危険度判定でも1月13日時点で約3割の建物が立ち入るのが危ないとされる「危険」(赤)に判定されています。これは東日本大震災の12%や阪神大震災の14%を大幅に上回るものです。被災地は木造住宅が多く、甚大な建物の被害を招いたとされ、輪島市でも、昭和56年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準(*)が導入される以前の昭和56年以前の住宅にお住いの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度5強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震(震度6強～震度7程度)に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → 無料耐震相談会実施のお知らせ を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話(85)9566

箱根町環境審議会委員を募集

町の環境保全などに関する基本的な計画である第3次環境基本計画（計画期間：令和4年度4月～令和13年度3月）の推進を図っているところですが、効果的な計画の推進を目指し、皆さんから意見を伺うために次のとおり「環境審議会委員」を募集します。

【募集人員】 1人（委員は他の選考の委員を含め全員で7名です。）

【応募資格】 町内に在住または在勤されている20歳以上の方で、町の環境保全などに知識を有し、本計画の進捗状況の管理に対して意欲のある方。

【応募方法】 所定の申込書を環境課へ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により提出してください。（用紙は環境課、出張所に用意してあります。また、町ホームページからダウンロードできます。）

【募集期間】 2月1日（木）～15日（木）

【任期】 令和6年3月～令和8年3月（予定）

【会議】 任期中、3回程度（予定）

【選考】 応募動機などを審査のうえ、選考します。
なお、選考結果は応募者全員に通知します。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話（85）9565

〒250-0398 箱根町湯本 256 番地

Eメール web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。

神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

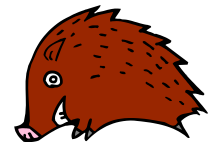
5年度 12月末現在地域別捕獲頭数

(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	2	2	2	3	9	18	わな 18、銃器 0
ニホンジカ	15	4	10	60	55	144	わな 139、銃器 5

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために (町ホームページ)



照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

譲ります

(1月9日現在)

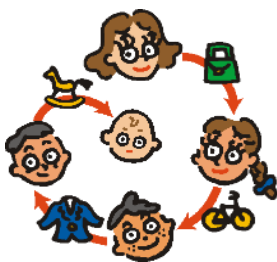
番号	品名	規格	状態	価格
1387	ランドセル	水色(女の子用)	普通	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2145	ダイヤルカム (ミシンの部品)	ジャノメ社製、 品番680の付属部品	普通	要相談

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyoun@town.hakone.kanagawa.jp



令和 6 年度 宮ノ下駐車場定期駐車利用者の募集

月単位で申し込みができます。利用者には定期券（パスカード）を交付します。駐車位置は定めませんが、スペースは確保されていますので、定期券利用者は常時（満車表示がある場合も）駐車できます。

- 【募集台数】 25 台
- 【使用期間】 令和 6 年 4 月 1 日（月） ～ 令和 7 年 3 月 31 日（月）
- 【駐車料金】 1 か月 1 万 2000 円
- 【申込期間】 2 月 5 日（月）～ 16 日（金）
月 ～ 金曜日（祝日を除く。）の 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分
- 【申込方法】 都市整備課または温泉出張所窓口にて申し込んでください。
- 【応募制限】 1 世帯または 1 事業所で 1 台の応募とします。
2 世帯同居の場合は、1 世帯とみなします。
事業所と事業主世帯の重複応募はできません。
- 【抽選結果】 2 月末日までに郵送でお知らせします。
- 【その他】
 - ・ 応募の数が募集台数を超えた場合は、抽選とします。
 - ・ 抽選の場合は、宮ノ下または底倉在住の方を優先します。
 - ・ 利用決定した方および登録車両以外は、利用できません。
 - ・ 応募条件などが変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

照会先 都市整備課都市計画係 電話（85）9566